

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 定款

第一章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、全国の社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化を推進し、もってわが国の社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 都道府県社会福祉協議会の連絡調整及び支援
- 二 社会福祉施設及び団体の連絡調整及び支援
- 三 民生委員児童委員の連絡調整及び支援
- 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者の連絡調整及び支援
- 五 全国の社会福祉協議会活動の振興
- 六 社会福祉に対する国民の理解促進
- 七 ボランティア・市民活動の振興及び推進
- 八 社会福祉に関する制度、政策、活動に係る提言、企画及び実施
- 九 社会福祉に関する調査研究、広報及び助成
- 十 福祉人材の養成、確保、研修及び福利厚生を増進
- 十一 保健衛生、教育その他の社会福祉に関連する事業との連絡
- 十二 中央共同募金会との連絡
- 十三 中央官公庁、団体との連絡
- 十四 社会福祉の国際交流に関する連絡調整及び支援
- 十五 社会福祉の図書、雑誌の出版刊行
- 十六 中央福祉学院の設置運営
- 十七 社会事業会館の運営
- 十八 その他、目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第3条 本会は、各都道府県社会福祉協議会をもって構成する。

(名 称)

第4条 本会は、社会福祉法人全国社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第5条 本会は、都道府県社会福祉協議会の連合会並びに社会福祉に関する活動を推進する中央団体として、自主性・公益性を旨とし、効率的かつ効果的な事業推進を図るとともに、事業運営の透明性を確保するものとする。

(事務所の所在地)

第6条 本会の事務所は、東京都千代田区霞が関3丁目3番2号に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を神奈川県三浦郡葉山町上山口1560の44に置く。

第二章 役員

(定数)

第7条 本会には、次の役員を置く。

一 理事 45名

二 監事 3名

2 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち3名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(会長、副会長の選任及び法人の代表権)

第8条 本会に、理事たる会長1名、副会長5名を置き、評議員会において選任する。

2 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次にその職務を代理する。

4 会長、副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した理事が、順次にその職務を代理する。

5 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第2項の規定にかかわらず、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代理する。

(常務理事)

第9条 本会に常務理事2名を置き、理事の中から会長が指名する。

2 常務理事は会長、副会長を補佐し、会長の命を受けて、本会の常務を処理する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長、副会長、常務理事任期は、理事としての在任期間とする。

(役員を選任等)

第 11 条 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、本会の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

4 理事及び監事の選任については、別に定める「社会福祉法人全国社会福祉協議会理事、監事、評議員選任規程」(以下、「選任規程」という。)によるものとする。

(役員報酬等)

第 12 条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前二項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(理事会)

第 13 条 この定款に別段の定めのあるもののほか、本会の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、会長がこれを招集する。

3 会長は、理事総数の 3 分の 1 以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 3 週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

7 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ、代理人にその権限を委任することができる。

8 特別の事情のあるときに限り、会長は、文書をもって全ての理事に意見を求め、理事会に代えることができる。

9 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

11 議長及び理事会において選任した理事 2 名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(監事による監査)

- 第14条 監事は、理事の業務執行の状況及び本会の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び厚生労働大臣に報告するものとする。
 - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

第三章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長)

- 第15条 本会に、名誉会長1名をおくことができる。
- 2 名誉会長は、評議員会の議決をもって任ずる。
 - 3 名誉会長は、会務について、会長の諮問に応え、また助言する。

(顧問)

- 第16条 本会に、顧問若干名をおくことができる。
- 2 顧問は、評議員会の議決をもって任ずる。
 - 3 顧問は、会務について、会長の諮問に応える。

(参与)

- 第17条 本会に、参与若干名をおくことができる。
- 2 参与は、会長が委嘱する。
 - 3 参与は、本会の事業について助言する。

第四章 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第18条 本会に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、109名の評議員をもって組織する。
 - 3 評議員会は、会長が招集する。
 - 4 会長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から3週間以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 評議員会に議長を置く。
 - 6 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

- 7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 8 この定款に別段の定めのあるもののほか、評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 10 特別の事情があるときは、会長は、文書をもって全ての評議員に意見を求め、評議員会に代えることができる。
- 11 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 12 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 13 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には費用を弁償することができる。

(評議員会の権限)

第19条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の同意を得、原則として評議員会の議決を得なければならない。

- 一 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- 二 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 三 定款の変更
- 四 合併
- 五 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- 六 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- 七 本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 八 その他、会長が附議した事項

2 評議員会は、本会の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任、資格等)

第20条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者の中から会長が委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。
- 3 評議員の選任については、別に定める「選任規程」によるものとする。

(評議員の任期)

第21条 評議員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 公職にある故をもって、評議員となったものの任期は、その在職期間とする。

第五章 種別協議会、連絡協議会及び委員会

(種別協議会、連絡協議会、委員会)

第 22 条 本会の事業を運営するため、種別協議会、連絡協議会及び委員会を置く。

- 2 前項の種別協議会、連絡協議会及び委員会に関する規程は、これを別に定める。

第六章 事務局

第 23 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は、これを別に定める。

第七章 資産及び会計

(資産の区分)

第 24 条 本会の資産は、これを分けて、基本財産、運用財産、収益事業用財産の 3 種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

一	土 地	東京都千代田区霞が関 3 丁目 13 番		宅地	4,034.42 m ²
		神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門 1560 番 44		宅地	5,250.38 m ²
		神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門 1560 番 44		宅地	830.56 m ²
		神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門 1560 番 44		宅地	7,025.51 m ²
		神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門 1560 番 44		宅地	828.57 m ²
		神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門 1560 番 44		宅地	2,497.67 m ²
		神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門 1560 番 44		宅地	1,346.56 m ²
		神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門 1560 番 44		宅地	47.38 m ²
		神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門 1560 番 44		宅地	4,858.82 m ²
		神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門 1560 番 44		宅地	2,811.45 m ²
二	建 物	東京都千代田区霞が関 3 丁目 13 番地、9 番地 1、14 番地 1 所在、鉄骨・鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下 3 階付 20 階建 事務所 1 棟のうち		2 階	1,003.36 m ²
				3 階	442.01 m ²
				4 階	1,804.29 m ²
				5 階	1,203.82 m ²
				計	4,453.48 m ²

神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門 1560 番地 108, 44

神奈川県三浦郡葉山町上山口字正吟 2108 番地 24

所在、鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 4 階建

研修所 1 棟

計 10, 298. 49 m²

- 3 運用財産は、基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 収益事業用財産は第 33 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 25 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決を経て、厚生労働大臣の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、厚生労働大臣の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の保管)

第 26 条 本会の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(予 算)

第 27 条 本会の予算は、毎会計年度開始前に、会長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

(決 算)

第 28 条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得、評議員会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、本会の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金が生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 29 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(特別会計)

第 30 条 本会は、理事会及び評議員会の議決によって、特別会計を設けることができる。

(会計処理の基準)

第 31 条 本会の会計処理状況は、常に明確にしておかなければならない。

2 本会の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 32 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

第八章 収益を目的とする事業

(種 別)

第 33 条 本会は社会福祉法第 26 条の規定により次の事業を行う。

- 一 貸室業
- 二 駐車場業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ評議員会の議決を得なければならない。

(収益の処分)

第 34 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、第 2 条に規定する事業の用に供するものとする。

第九章 解散及び合併

第 35 条 本会は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

2 社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する解散をする場合には、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、厚生労働大臣の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第 36 条 解散した場合における残余財産は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第 37 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第十章 定款の変更

(定款の変更)

第 38 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、厚生労働大臣の認可（社会福祉法第 43 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第十一章 公告の方法、その他

(公告の方法)

第 39 条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第 40 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 本会組織変更当初の会長、副会長、理事、監事は、次の通りとする。但し、この定款第 13 条の規定にかかわらず、その任期は、1 年とする。

会 長（理事） 田 子 一 民

副会長（理事） 中 川 喜 久

同 （理事） 青 木 秀 夫

理 事 杉 崎 郡 作 中 川 善之助 村 田 三 郎 横 瀬 精 一

石 川 栄 一 古 莊 四郎彦 半 井 清 直 山 与 二

石黒幸市	前田 穰	杉 道助	朝倉斯道
鶴 初太郎	田中丸善重	安田 巖	高田正巳
小川静海	益池清助	石井正親	恒松安夫
小谷伝一	細溪宗次郎	山本義孝	山脇正次
監 事	太宰博邦	中村元督	黒木利克

- 2 昭和 45 年 9 月 24 日付の定款変更に伴い増員された副会長 2 名の任期は、定款第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 46 年 5 月 19 日までとする。
- 3 第 2 条第 7 号及び第 8 号の改訂は、昭和 50 年 4 月 1 日から実施する。
- 4 第 2 条第 4 号の改訂は、昭和 52 年 4 月 1 日から実施する。
- 5 昭和 59 年 3 月 9 日付改訂の第 16 条第 2 項第 1 号、第 3 号は、定款変更認可日をもって実施する。

〈 参 考 〉

設立及び定款変更認可歴

昭和26年	4月	14日	「財団法人中央社会福祉協議会」設立認可<26.5.11 登記>
昭和27年	5月	10日	「社会福祉法人全国社会福祉協議会連合会」名称変更認可<27.5.20 登記>
昭和29年	1月	25日	一部変更認可
昭和30年	2月	14日	同 上
昭和30年	4月	27日	「社会福祉法人全国社会福祉協議会」名称変更認可<30.5.10 登記>
昭和31年	8月	7日	一部変更認可
昭和32年	2月	20日	同 上
昭和34年	3月	16日	同 上
昭和34年	8月	12日	同 上
昭和35年	6月	29日	同 上
昭和37年	12月	26日	同 上
昭和39年	5月	4日	同 上
昭和39年	9月	29日	同 上
昭和40年	5月	18日	同 上
昭和43年	8月	12日	同 上
昭和45年	2月	26日	「社会福祉法人社会事業会館」との法人合併に伴う変更認可<45.5.12 登記>
昭和45年	9月	24日	一部変更認可
昭和46年	1月	14日	同 上
昭和46年	10月	1日	同 上
昭和47年	10月	2日	同 上
昭和50年	4月	24日	同 上
昭和51年	11月	12日	同 上
昭和52年	9月	28日	同 上
昭和53年	2月	28日	同 上
昭和59年	6月	4日	同 上
昭和59年	7月	10日	同 上
昭和59年	11月	13日	同 上
平成11年	7月	6日	同 上
平成24年	6月	13日	「社会福祉法人定款準則」に準拠した条項改正に伴う一部変更認可 <24.6.27 登記>